（様式１４）

**経費支出明細書**

事業者名：

単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分※小規模型試作開発等のみ | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| A | B | B×1/3以内又は1/2以内 | A | B | B×1/3以内又は1/2以内 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| (税込み) | (税抜き) | (税抜き) | (税込み) | (税抜き) | (税抜き) |
| 機械装置・システム構築費（単価５０万円以上） |  |  |  |  |  |  |
| 機械装置・システム構築費（単価５０万円未満） |  |  |  |  |  |  |
| 技術導入費 |  |  |  |  |  |  |
| 専門家経費 |  |  |  |  |  |  |
| 運搬費 |  |  |  |  |  |  |
| クラウドサービス利用費 |  |  |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |  |  |
| 外注費 |  |  |  |  |  |  |
| 知的財産権等関連経費 |  |  |  |  |  |  |
| 広告宣伝・販売促進費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

1. 予算額は事業計画書に記載した額（事業計画の変更承認を受けている場合は、変更後の事業内容に対応した額）を記載してください。
2. 予算額において、当初（又は計画変更後）より補助金交付決定額欄に数値（額）のないものは科目として使用できません。
3. 機械装置・システム構築費以外の経費については、総額で375万円（税抜き）までを補助上限とします。

また、経費区分には上限が設定されているもの（技術導入費、知的財産権等関連経費、専門家経費、外注費）がありますのでご注意ください。

1. 補助金交付決定額及び補助金の額の欄の補助率は、適用する補助率（1/2又は1/3以内）を記載し、経費区分毎に金額を記入してください。
2. 「正職員化の取組み」を適用した場合の補助上限額は、一般型900万円として算定し記入してください。